資料１

損害賠償の額の決定に係る専決処分について

令和８年（2026 年）11 月６日
総務部　総務課

１　事件及び損害賠償の概要

⑴　事件の概要

令和８年９月 14 日飯山市大字飯山 813 番地５飯山駅周辺市有地において、経済部商工観光課職員が草刈り作業を行っていたところ、草刈り機で小石をはねて隣接する土地に停車していた車両の窓ガラス及びドア塗装を損傷した。

⑵　賠償の額　512,893 円

２　専決日

令和８年 11 月６日（予定）